

## 投資信託積立取引クレジットカード決済約款

### 第 1 条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が au カブコム証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で契約する投資信託受益証券又は受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資契約に基づく投資信託の定期積立サービス（以下「投信積立」といいます。）のうち、クレジットカードのクレジット枠を利用した決済（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

### 第 2 条（投信積立）

お客様は、本約款及び「投資信託定期積立取引取扱規定」の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。但し、買付日の設定については本約款第 7 条に従うものとします。

### 第 3 条（他の規定等の準用）

この約款に定めのない事項については、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「投資信託定期積立取引取扱規定」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

### 第 4 条（ご利用の申込み）

お客様は、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める方法により申込みを行うものとします。当社が定める要件を充たした申込につき、当社は、本サービスの利用を承諾します。

### 第 5 条（ご利用可能なクレジットカード）

- (1) 本サービスにおいて、お客様が利用できるクレジットカードは、当社が指定するクレジットカード会社のカードに限定され、また、お客様の当社における証券総合口座と名義が同一のものに限ります。
- (2) 本サービスにおいて、お客様が利用できるクレジットカードは以下のとおりです。
  - ・ au PAY カード

### 第 6 条（本サービスの取引形態）

- (1) 本サービスをご利用になるお客様は、当社が定める毎月一定の日にお客様の指定する投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）の買付金額（以下「設定金額」といいます。）をクレジットカード会社をして支払わせることにより決済するものとします（以下「クレジットカード決済」といいます。）。その際、当社はクレジットカード会

社に対して与信照会を行い、クレジットカード会社より与信結果を受理又は確認後、クレジットカード会社が当社の証券総合取引口座に支払う立替金を基に指定投資信託を買い付けます。但し、当社又はクレジットカード会社でシステム障害等の不可抗力事由が発生し、当社の証券総合取引口座に支払われる立替金の入金が遅延した場合は指定投資信託の買付けが行われない場合があります。

- (2) お客様は、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で設定金額を指定するものとします。
- (3) 本サービスを利用した投信積立のお客様一人当たりの1か月間の設定金額の総額は5万円を限度とします。

#### **第7条（買付日の設定）**

- (1) お客様は、当社の定める毎月一定の日（以下「積立設定申込締切日」といいます。）までに、設定金額に基づき、指定投資信託の買付を行うことを当社に申し込むものとします。
- (2) お客様は、クレジットカード決済による投信積立を利用する場合、特定月の設定金額を増額することはできません。

#### **第8条（設定の変更または取消）**

- (1) お客様は、積立設定申込締切日までに当社の定める方法によって、指定投資信託の設定を変更または取消することができます。
- (2) お客様は、積立設定申込締切日以降から買付日までは契約の解約および変更はできません。
- (3) 当社の判断によりお客様が設定された投資信託の設定に基づく買付を取消することができます。取消された注文の買付金額は、クレジットカード会社がクレジットカード会社所定の方法で返金手続きを行うものとします。

#### **第9条（届出事項の変更）**

お客様は、当社又はクレジットカード会社への届出事項に変更があった場合は、速やかに各々の会社に届出るものとします。

#### **第10条（解約）**

次の各号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。

- ① お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合（総合証券取引約款第53条に掲げる解約事由に該当した場合を含みますがこれに限りません。）

- ③ 3回連続してクレジットカード決済ができなかった場合（お客様の責めに帰すべからざる事由による場合を除きます。）
- ④ 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑤ 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

#### **第 11 条（本約款の変更）**

本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2022 年 3 月)

## GM0 ペイメントゲートウェイ利用手続きに関する同意事項

au カブコム証券株式会社

auカブコム証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が提供するサービス（以下「当サービス」といいます。）において、サービス利用料等のクレジットカード決済を決済代行会社であるGM0ペイメントゲートウェイ株式会社（以下「GM0ペイメントゲートウェイ」といいます。）に委託しております。なお、クレジットカード情報は、暗号化通信によりGM0ペイメントゲートウェイサービスに直接送信されますので、当社はお客様のクレジットカード情報を一切保持いたしません。お支払い方法の設定をされる方は、以下に掲げるお客様の個人情報の取り扱いについてご確認の上、ご同意ください。

※お客様の同意確認は、以下の電磁的方法により行います。

### 【電磁的方法の種類と内容】

当社WEBサイト上において表示する同意内容を、インターネット回線を通じてご確認いただき、電磁的方法（クリック）によりご同意いただきます。

当社は、当社のサーバ（当社委託先を含みます。）に備えられたファイルに、お客様にご同意いただいた事項を記録いたします。

#### 1. 当社からGM0ペイメントゲートウェイへの個人情報の提供

当社は、お客様が当サービスのサービス利用料等のクレジットカード決済をご利用されるにあたり、以下の個人情報をGM0ペイメントゲートウェイに提供します。

- ・お客様毎に設定された（証券口座番号とは異なる）識別ID

※GM0ペイメントゲートウェイは、当社から提供を受けた「お客様毎に設定された（証券口座番号とは異なる）識別ID」から、お客様の証券口座番号を知ることができません。

また、当社は、第三者による\*不正利用の疑いが発生し、お客様がご利用されているカード会社からGM0ペイメントゲートウェイを経由し当社が利用照会等を受けた場合は、以下に掲げる情報をGM0ペイメントゲートウェイに提供いたします。

#### \*不正利用の疑い

- ・お客様が「利用した覚えがない」とカード会社に申告を行った場合
- ・カード会社が不正検知システムにより検知した場合

(1) 当サービスの利用に際しご登録いただいたお客様の情報

(氏名、住所、メールアドレス、電話番号など)

(2) 当サービスの利用に係る情報

(口座開設日、取引明細(取引日、銘柄、取引価額))

なお、当社が提供したお客様の個人情報を、GMOペイメントゲートウェイは、GMOペイメントゲートウェイが定める「個人情報の取り扱いについて」に従い、お取り扱いいたします。

## 2. 情報提供の停止

上記の情報提供の停止をご希望される場合、および当社での個人情報に関するお問い合わせ先は、以下のとおりです。

auカブコム証券 お客様サポートセンター(<https://kabu.com/support/default.html>)

なお、上記の情報提供の停止をご希望される場合、当サービスをご利用いただけなくなりますので、予めご了承ください。

(2022.03.01)